

別 紙

◎ 事業の概要

1 DNA鑑定

市販の食品を県が購入し、民間検査会社に委託してDNA鑑定を実施。食品の品質に係る表示と内容物が一致しているか否かを確認する。

今年度は、精米、食肉及び魚介類について、県内全域を対象に実施する。

2 立入調査

DNA鑑定の結果、食品表示の真正性（品質に係る表示と内容物の一致）に疑義が生じた場合は、関係事業者への立入調査を実施する。なお、関係事業者が国や他県の所管事業者であった場合は所管機関に対して必要な対応を依頼する。

3 結果の公表

調査の結果については、品目ごとの調査件数等を公表する。

また、疑義があった場合で、立入調査の結果、食品表示の偽装が確認されたものについては、随時、食品表示法に基づく改善指示を行うとともにその旨を公表する。